

植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程

令和3年2月25日付け2農技協第78号

一部改正 令和3年4月8日

第1 目的

農林水産物の輸出は販路拡大の重要な手段であり、高品質な日本産品を輸出することで農業者の所得の向上が期待される。我が国で育成された高品質な品種は、我が国農産物の強みを生んでおり、海外の輸出市場でも高い評価が期待される。新品種の開発後、国際条約では4年あるいは6年以内に限り海外への品種登録出願が認められているが、この期間内に海外で出願を行っても、出願前に流出した種苗に育成者権が及ばないことから、当該国で無断栽培が拡大する可能性があり、我が国で開発された優良な植物新品種について、早期に海外への品種登録出願を進めることが必要となっている。

また、改正種苗法の施行に向け、自家増殖を含めた登録品種の利用許諾を行うに当たり、簡易な許諾方法や新たな契約方法（サブスクリプション等）の導入、包括的な許諾（一括許諾管理団体による許諾）が遅滞なく実施されることが必要となっている。

さらに、農業者が、登録品種から一般品種まで含めて、栽培する品種について必要な情報を容易に検索できるデータベースの整備が必要となっている。

加えて、我が国で開発された優良な新品種の保護が重要な課題となっている中、植物新品種保護国際同盟においては、新品種の審査の効率化や育成者権侵害の立証に当たっての遺伝子情報の活用に関する技術開発が進められており、我が国としても技術的な知見を集積することが必要となっている。

このため、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会は、一般社団法人日本種苗協会、一般社団法人日本果樹種苗協会、全国食用きのこ種菌協会及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターと「植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」を形成し、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2食産第5433号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）並びに農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、国の助成を受け、植物品種の海外品種登録等を支援する事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、コンソーシアムが補助事業者となって事業実施団体等に補助金を交付する間接補助事業については、当該手続きについて所要の規定を定め、円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

第2 事業の内容等

この実施規程が対象とする事業の内容等は実施要領第3の1 海外出願促進対策及び2 簡易な許諾方法のモデル構築並びに4 品種登録制度におけるDNA判定技術の高度化のうち（2）個別分析

に掲げるとおりとする。

第3 交付対象要件の定義及び補助金の額

I. 交付対象要件及び補助対象経費については以下の通りとする。

1. 海外出願促進対策

平成 28 年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業、平成 29 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、平成 29 年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業、平成 30 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、平成 30 年度植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業及び平成 31 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業、令和元年度植物品種等海外流出防止対策強化事業、令和 2 年度植物品種等海外流出防止総合対策事業で採択され、現在、出願先国において品種登録の審査が終了していない支援対象品種及び我が国で開発された優良な植物新品種について、海外における品種登録出願を新たに行うために係る経費の支援を行う。

(補助対象経費)

国内経費：出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、種苗輸送経費、通関経費、通信運搬費、代理人経費、出願関連調査費、その他の出願に付帯する費用

国外経費：出願申請費、種苗提出経費、通関経費、審査費、登録費、補正資料提出経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、代理人経費、出願関連調査費、その他の出願に付帯する費用

2. 簡易な許諾方法のモデル構築

改正種苗法の施行に向け、自家増殖を含めた登録品種の利用許諾を行うに当たり、簡易な許諾方法や新たな契約方法（サブスクリプション等）の導入、包括的な許諾（一括許諾管理団体による許諾等）などをモデル的に実施する取組を支援する。

(補助対象経費)

人件費、謝金、旅費、会場借料、事務費（消耗品費、印刷費、資料作成費、通信運搬費等）、弁護士等費用（弁護士、弁理士等の専門家に業務を依頼する際に要する経費）、アプリ等開発・試験費、委託費、その他実証に必要な付帯費用

3. 品種登録制度におけるDNA判定技術の高度化のうち（2）個別分析

食用作物、果樹、野菜など我が国が国際競争力を有する品目を対象に、病虫害抵抗性や生理的特性などの品種特性と遺伝子情報の関係性及び育成者権侵害対策に活用可能な遺伝子情報に基づく品種の判別技術を調査する。

(補助対象経費)

人件費（賃金、技能者給）、旅費、謝金、会場借料、使用料及び賃借料、試料作成費、分析費、栽培試験費、役務費、委託費、備品費、事務費（消耗品費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費）、その他必要な付帯費用

II. この実施規程に係る補助金の予算額は、386,610 千円であり、この予算の範囲内で本事業に必要な経費を補助金として交付する。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

本事業の補助率は、

1. 海外出願促進対策は、
 - ① 我が国農産物の輸出力強化のため重要な品種の場合は、定額
 - ② それ以外の場合は、1/2 以内
2. 簡易な許諾方法のモデル構築は、1/2 以内
3. 品種登録制度におけるDNA判定技術の高度化は、定額とする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度とする。

第5 事業実施計画の（変更）承認等の手続き

1 事業実施計画の承認

コンソーシアムが行う公募により選定された事業実施団体等は、別記様式1により事業実施計画を作成し、コンソーシアムに提出するものとする。コンソーシアムは、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で事業実施団体等への採択通知に先立ち事業承認者に報告する。

なお、事業実施計画を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行う。

2 補助金交付の申請

事業実施計画承認の通知を受けた事業実施団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式2により作成し、コンソーシアムに提出するものとする。

なお、事業実施団体等は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施団体等については、この限りでない。

3 交付決定

コンソーシアムは、2の交付申請書の提出があった時には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、事業実施団体等に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

4 申請の取り下げの手続き

事業実施団体等は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をコンソーシアムに提出しなければならない。

第6 実績報告

- 1 事業実施団体等は、本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和4年3月16日のいずれか早い日までに、別記様式3により実績報告書を作成し、コンソーシアムに提出するものとする。

- 2 「海外出願促進対策」については、出願先国当局から出願拒絶される等のやむをえない理由により事業が終了することや遅延することもあるが、海外への品種登録出願の支援が目的であることから、事業期間内に取り組むことが出来た内容をもって本事業の完了とする。
- 3 第5の2のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施団体等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5の2のただし書きにより補助金の交付の申請をした事業実施団体等は、1の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を別記様式4の消費税相当額報告書により速やかにコンソーシアムに報告するとともに、コンソーシアムの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式によりコンソーシアムに報告しなければならない。

第7 補助金の支払の手続き

- 1 コンソーシアムは、実績報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施団体等に通知するものとする。
- 2 コンソーシアムは、事業実施団体等に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。
- 3 代理人手数料（コンソーシアムと契約を結んだ代理人（以下「指定代理人という」）に限る）については、契約に基づき経費の定額または1/2以内を直接指定代理人に支払うことが出来るものとする。

第8 交付決定の取り消し等の手続き

- 1 コンソーシアムは、第5の1の事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の3の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施団体等が、法令、実施要綱、交付要綱、実施要領及び本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施団体等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施団体等が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 コンソーシアムは、1の規程による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 コンソーシアムは、1の(1)から(3)までの規程による取り消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年

利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

第9 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

コンソーシアムは、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施団体等に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

コンソーシアムは、1に定める事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の進捗状況が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施団体等に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第10 個人情報保護等にかかる対応

コンソーシアムが設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施団体等の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第11 その他

1 助成対象

事業実施団体等が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施団体等の事業遂行

事業実施団体等は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附則

この実施規程は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（令和3年2月25日）から施行する。

別記様式 1（第 5 の 1 関係）

番 号
年月日

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表団体 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤 本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 2 年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程に基づく事業実施計画の（変更）承認申請について

植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程（令和 3 年 2 月 25 日付け 2 農技協第 78 号）第 5 の 1 に基づき、別添により事業計画の（変更）承認を申請する。

別添 1

植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程に基づく事業計画書

1 本事業で取り組む海外出願等の目的

--

2 本事業で取り組む海外出願等事業の内容

※事業内容（海外出願促進対策又は簡易な許諾モデルの構築のいずれか）を記載するとともに、海外出願促進対策の場合にあっては、出願植物（作物）名、品種名、出願国（地域）名を明示した上で、出願手続きの方法（出願者自らが行う、指定代理人を通じて行う、指定代理人以外の弁理士等に依頼して行う等）を記述すること。

3 経費の配分及び負担区分

区分	間接補助事業 に要する経費 (A+B) 円	負担区分		備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	
計				

注1：区分の欄には、必要な事業を記載すること
2：備考欄には、積算基礎等を記載すること。

4 事業完了予定年月日
令和4年3月16日

5 添付書類
外部へ委託する場合には、その相手先の概要がわかる資料及び委託契約書（案）の写し

別添2

事業実施者の概要等

1. 事業実施者の概要

代表者氏名 担当者氏名 所属部署 〒 住所 電話番号 FAX メールアドレス	
事業実施者の事業概要	

注：事業実施者の概要が分かるパンフレット等による代替も可とする。

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表団体 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤 本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和2年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程に基づく交付申請書

植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程（令和3年2月25日付け2技協第78号）第5の2に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

区 分	間接補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	
計				

注1：区分の欄には、必要な事業を記載すること

2：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

別記様式3（第6の1関係）

番 号
年月日

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表団体 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤 本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和2年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業実績報告書

令和3年 月 日付け 農技協第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程（令和3年2月25日付け2農技協第78号）第6の1の規程に基づき、その実績を報告する。また、併せて下記のとおり補助金〇〇〇〇円の交付を請求する。

区 分	補助金	備 考
計		

記

注：事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次の1及び2の記載は省略するものとする。

- 1 本事業で取り組む海外出願の目的
- 2 本事業で取り組む海外出願事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	間接補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	
計				

- 注：1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には次の書類を添付すること。
- (1) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、購入等の領収証の写し。
 - (2) 外部へ委託した場合は、委託契約書の写し。
 - (3) 補助金の送金先（銀行名・口座番号一口座名（フリガナ））

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
代表団体 公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 藤 本 潔 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和2年度植物品種等海外流出防止緊急対策事業の仕入れに係る消費税相当額報告書

令和2年〇月〇〇日付け〇〇農技協第〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、植物品種等海外流出防止緊急対策事業実施規程（令和3年2月25日付け2農技協第78号）第6の4の規程に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額)	金	円

注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、生産者団体が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
一生産者団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る、消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]